

会社法第 782 条第 1 項及び会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に係る事前開示書類)

2026 年 7 月 27 日

(吸収分割会社)

京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町 381-1

アイフル株式会社

代表取締役社長 福田 光秀

(吸収分割承継会社)

京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町 381-1

ムニノバホールディングス株式会社

代表取締役社長 福田 光秀

アイフル株式会社(以下「吸収分割会社」といいます。)及びムニノバホールディングス株式会社(以下「吸収分割承継会社」といいます。)は、両当事者間で締結した 2026 年 7 月 13 日付吸収分割契約書(以下「本件契約」といいます。)に基づき、2026 年 8 月 31 日を効力発生日(以下「本件効力発生日」といいます。)として、吸収分割会社の社債管理事業に関する権利義務(以下「本件承継権利義務」といいます。)を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本件分割」といいます。)を行うことにいたしました。

本件分割に関し、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める事項は以下のとおりです。

1. 本件契約の内容(会社法第 782 条第 1 項及び第 794 条第 1 項)

別紙 1 のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 1 号イ及び第 192 条第 1 号)

本件分割に際して、吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対し、本件承継権利義務の対価として、株式、金銭、その他の財産の交付を行いませんが、吸収分割承継会社は、吸収分割会社の発行済株式の全部を有していることから相当であると判断しております。

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 2 号及び第 192 条第 2 号)

該当事項はありません。

4. 吸収分割に係る新株予約権の定め相当性に関する事項(会社法施行規則第 183 条第 3 号及び第 192 条第 3 号)

該当事項はありません。

5. 吸収分割会社及び吸収分割承継会社に関する事項

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号イ及び第 192 条第 4 号イ)

吸収分割会社は有価証券報告書及び半期報告書を提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」の閲覧サイトのほか、親会社である吸収分割承継会社のホームページよりご覧いただけます。

<https://www.muninova.co.jp/ir/finance/securities.html>

吸収分割承継会社の計算書類は別紙 2 をご参照ください。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容(会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ及び第 192 条第 4 号ロ)

吸収分割会社及び吸収分割承継会社ともに、該当事項はありません。

- (3) 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 183 条第 5 号イ及び第 192 条第 4 号ハ)

(i) 吸収分割会社は、2026 年 4 月 1 日を効力発生日として、単独株式移転の方法により、持株会社である吸収分割承継会社を設立いたしました。

(ii) 吸収分割会社は、吸収分割会社が保有するあんしん保証株式会社(以下「あんしん保証」といいます。)の株式 6,408,000 株(所有割合:36.84%)を、吸収分割承継会社が 2026 年 5 月 12 日に決定したあんしん保証の公開買付け(以下「公開買付け」といいます。)にかかる公開買付けの決済日である 2026 年 7 月 9 日に、現物配当契約に基づいて現物配当を行いました。

(iii) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、2026 年 5 月 25 日付で、吸収分割承

継会社の借入金及び社債に係る債務を吸収分割会社が連帯保証する契約を締結しております。

(iv) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、2026年7月13日付で、吸収分割承継会社が吸収分割会社より承継した社債に係る債務を吸収分割会社が連帯保証する個別契約を締結しております。

(4) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第183条第4号ハ及び第192条第6号イ)

(i) 吸収分割承継会社は、2026年5月12日にあんしん保証の完全子会社化を目的として、あんしん保証の普通株式及び新株予約権を公開買付けにより取得することを決定し、2026年7月2日を以て公開買付けを終了しております。その後、公開買付けの決済開始日である2026年7月9日付で、吸収分割承継会社の連結子会社となっており、また、特定子会社に該当しております。

(ii) 吸収分割承継会社は、2026年5月15日付で、株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリコ」といいます。)との間で資本提携契約を締結しており、2026年6月1日付で資本提携を開始し、株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)が保有するオリコ株式25,714,700株(総株主の議決権に対して15.0%相当)を相対取引により取得しております(取得価額26,031百万円)。

(iii) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、2026年5月25日付で、吸収分割承継会社の借入金及び社債に係る債務を吸収分割会社が連帯保証する契約を締結しております。

(iv) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、2026年7月13日付で、吸収分割承継会社が吸収分割会社より承継した社債に係る債務を吸収分割会社が連帯保証する個別契約を締結しております。

6. 本件効力発生日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務(吸収分割会社が本件分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限ります。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号及び第192条第7号)

(1) 吸収分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社の2026年3月31日現在の貸借対照表における資産の額は負債の額を上回っております。上記時点以降本日に至るまで、吸収分割会社の資産及び負債並びに吸収分割会社から本件分割により吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本件効力発生日までの間についても、現在の

ところ重大な変動をもたらす事態は予想されておりません。

また、本件分割の効力発生後においても、吸収分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

したがって、本件効力発生日以後における吸収分割会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件分割に際して、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継する予定の資産と負債の額は同額となる見込みです。吸収分割承継会社の成立の日以降本日に至るまで、吸収分割承継会社の資産及び負債並びに吸収分割承継会社が本件分割により吸収分割会社から承継する予定の資産及び負債に重大な変動は生じておらず、本件効力発生日までの間についても、現在のところ重大な変動をもたらす事態は予想されておりません。

また、本件分割の効力発生後においても、吸収分割承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事象の発生は現在のところ予想されておりません。

したがって、本件効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以 上

吸収分割契約書

アイフル株式会社（以下「甲」という。）及びムノバホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、甲の社債管理事業（以下「本件事業」という。）に関する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、2026年7月13日をもって、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、甲が営む本件事業に関して甲が有する第4条に定める権利義務を、吸収分割の方法により乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社である甲及び吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は以下のとおりである。

（1） 吸収分割会社

商号 アイフル株式会社

住所 京都府京都市下京区烏丸通五条上高砂町 381-1

（2） 吸収分割承継会社

商号 ムノバホールディングス株式会社

住所 京都府京都市下京区烏丸通五条上高砂町 381-1

第3条 （効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「本件効力発生日」という。）は、2026年8月31日とする。但し、必要に応じて甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第4条 （承継する権利義務）

1. 本吸収分割により、乙が甲から承継する権利義務は、本件事業に属する、本件効力発生日における別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務（以下「本件承継対象資産・債務等」という。）とする。

2. 乙が甲から承継する債務については、免責的債務引受の方法によるものとする（※）。

（※）乙が甲から承継する別紙「承継権利義務明細表」1. 記載の各社債については、甲が乙と連帯して保証するべく、甲及び乙との間で、当該社債に係る債務の保証に関する契約を本日付で別途締結する。

第5条 （本吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対し、第4条第1項に定める権利義務の対価を交付しない。

第6条 （吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額）

乙は、本吸収分割により資本金及び準備金の額は増加させないものとする。

第7条 （株主総会の決議）

1. 甲は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第8条 （本契約の変更及び解除）

本契約締結後、本件効力発生日までの間に、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態又は著しく困難にする事態により、本契約を変更し、又は本契約を解除する必要性が生じたときは、甲及び乙の協議により、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条 （本契約の効力）

本契約は、本件効力発生日の前日が経過する時までに、甲又は乙において、法定の必要な決議が得られない場合又は本吸収分割の実行のために必要となる関係官庁等の承認等が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第10条 （善管注意義務）

甲は、本契約締結後、本件効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって業務の執行及び本件承継対象資産・債務等を管理し、本件承継対象資産・債務等に重大な影響を及ぼし得る行為を行おうとするときは、予め甲及び乙協議の上、これを行う。

第11条 （本契約に定めのない事項）

本契約に定めのない事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、甲及び乙が誠意をもって協議の上、解決する。

本契約の締結を証するため、本契約書正本を1通作成し、各当事者が記名押印の上、乙が原本を、甲はその写しを保有する。

2026 年 7 月 13 日

- (甲) 京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町 381-1
アイフル株式会社
代表取締役社長 福田 光秀
- (乙) 京都府京都市下京区烏丸通五条上る高砂町 381-1
ムニノバホールディングス株式会社
代表取締役社長 福田 光秀

承継権利義務明細表

乙が本吸収分割により甲から承継する権利義務は、次の資産、債務及び契約並びにこれらに関する権利義務とする。

1. 資産

次の各社債の元本債務相当額及びこれらの元本債務について本件効力発生日までに発生する未払利息債務相当額の金銭債権合計 464 百万円。

銘柄	発行額（残高）	償還期限
第 67 回無担保社債	20,000 百万円	2027 年 1 月 26 日
第 68 回無担保社債	10,000 百万円	2027 年 6 月 18 日
第 69 回無担保社債	20,000 百万円	2027 年 6 月 11 日
第 70 回無担保社債	30,000 百万円	2028 年 1 月 24 日
第 71 回無担保社債	25,000 百万円	2028 年 9 月 21 日
第 72 回無担保社債	35,000 百万円	2029 年 6 月 12 日

2. 債務

上記 1. 記載の各社債の元本債務及びこれらの元本債務について本件効力発生日までに発生する未払利息。

3. 契約その他の権利義務

甲を当事者として締結された、上記 1. に掲げる社債に関する一切の契約上の地位及び当該契約に基づく一切の権利義務。

4. その他

その他甲及び乙が別途合意したもの。

以上

ムニノバホールディングス株式会社の設立の日（2026 年 4 月 1 日）の貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
関係会社株式	199,131	関係会社長期借入金	214,540
関係会社長期貸付金	214,540	固定負債計	214,540
投資その他の資産計	413,671	負債計	214,540
固定資産計	413,671	資本金	2,000
		資本準備金	500
		その他資本剰余金	199,180
		自己株式	△2,548
		純資産計	199,131
資産合計	413,671	負債・純資産合計	413,671

※2026 年 4 月 1 日付で行われた以下の取引をもとに作成しております。

- ①吸収分割会社を株式移転完全子法人とする単独株式移転による設立
- ②吸収分割会社が保有する関係会社株式の現物配当による受入
- ③吸収分割会社の自己株式に対して交付された吸収分割承継会社株式の現物配当による受入
- ④吸収分割会社及びライフカード株式会社（以下「ライフカード」といいます。）が保有する関係会社貸付金の貸主を、吸収分割承継会社へ変更するための貸付と、貸付額と同額の吸収分割会社及びライフカードからの借入